

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスは公正な企業活動を期すとともに、経営の透明性を高め経営システムの効率性とスピードの向上を目的とした仕組みと捉えており、社内外とのゴーイング・コンサーン(事業活動の継続)の共通認識を醸成しながら確実に生き残るためにコーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題とし、その向上と改善に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,132,900	4.93
Western Red Cedar株式会社	1,080,000	4.70
三菱レイヨン株式会社	928,000	4.04
大阪有機化学従業員持株会	734,887	3.20
株式会社カネカ	700,000	3.05
鎮目 泰昌	686,334	2.99
鎮目 歳子	638,042	2.78
安川 義孝	605,500	2.63
株式会社日本触媒	596,300	2.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	594,200	2.59

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
安原 徹	公認会計士					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
安原 徹	○	——	公認会計士の資格を有し、その高度な専門的知見に基づき、公正かつ独立した立場から、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断したため。 また、当社の大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識しております。 〔独立役員の確保の状況〕 上記のとおり、一般株主と利益相反のおそれがないことから、平成22年3月15日開催の取締役会において、独立役員に選定しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人からの計画概要説明を受け、期初・期中及び期末に意見交換をし、往査の立会い、結果の報告を受けております。会

計監査人の監査方法と結果の相当性を協議しております。また、内部監査室と適宜適時に会合を持ち、内部監査の計画や監査結果及び指摘事項について意見交換を行い、情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
吉村 勲	公認会計士				○				○	
檜山 洋子	弁護士					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
吉村 勲	○	——	公認会計士としての豊富な経験を有しており、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることから、その高度な専門的知見に基づく監査を担っていただくため。 また、当社の大株主企業、主要な取引先の出身者ではないことから独立性が高いものと認識しております。 〔独立役員の確保の状況〕 上記のとおり、一般株主と利益相反のおそれがないことから、平成22年3月15日開催の取締役会において、独立役員に選定しました。
檜山 洋子	○	——	弁護士として、客観的な立場から、その高度な専門的な見識に基づく監査を担っていただくため。 また、当社の大株主企業、主要な取引先の出身者ではないことから独立性が高いものと認識しております。 〔独立役員の確保の状況〕 上記のとおり、一般株主と利益相反のおそれがないことから、平成22年3月15日開催の取締役会において、独立役員に選定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在は、インセンティブの制度が整っておりませんが、当社の経営環境を考慮しつつ、今後取締役へのインセンティブ付与の導入を検討しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

- 平成26年11月期の取締役報酬総額は、191百万円(うち社外取締役6百万円)であります。
- 連結報酬等の総額が1億円以上である者
該当はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会決議により、総額の限度額を決定し、当該範囲内で決定しております。
取締役の報酬額は、取締役会にて授権された取締役社長が職位・職務に基づき決定し、監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対する情報伝達方法として、取締役会については原則として事前に審議資料を配付し、出席が適わなかった場合には、社長室がその決議内容を連絡することにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役制度を採用しております。独立的立場にある専門的見地を有する社外取締役や社外監査役が、取締役会による意思決定と取締役の業務執行を監視、監督することにより業務の適正を確保していると考えため、本体制を採用しております。

(1)取締役会

取締役会は、10名(うち社外取締役1名)の取締役で構成され、取締役会規則に基づき、原則として毎月1回開催し、当社グループの経営に関する重要事項について決議、報告するとともに、業務執行状況を監督しております。

(2)経営会議

当社では、当社グループの経営の効率化を図るために、取締役と取締役会で業務執行の責任者として選任した理事役6名で構成した経営会議を原則として毎月1回開催しております。経営会議では、取締役社長が取締役会から委任された当社グループの業務執行に関する重要事項について報告・審議・決定し、社内規程に従って業務を執行、統制しております。

(3)内部統制委員会

社長直属の委員会として内部統制委員会(コンプライアンス部会、リスク管理部会)を設置し、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

(4)監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成され、監査役会規則に基づき、原則として毎月1回開催し、必要事項を協議するほか、常勤監査役の監査活動を非常勤監査役へ報告することにより全監査役の情報の共有化を図っております。
また、監査役は取締役会に出席する他、経営会議や内部統制委員会にも陪席しており、取締役会の意思決定、取締役の職務執行を監査しております。

(5)内部監査

当社は内部監査部門として社長直属の内部監査室を設置しており、内部監査規程に基づき、毎年監査計画を作成の上、当社グループ全体の経営活動全般にわたり監査を実施しております。

(6)会計監査

当社は会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 後藤紳太郎

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和田稔郎

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社において取締役会の合議制による意思決定と監査役制度によるコーポレート・ガバナンスが、経営機能を有効にする最適なシステムであるとして従来の監査役制度を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページへの株主総会招集通知の掲載や株主様に当社への理解を深めていただくために、株主総会のビジュアル化(スクリーンやナレーションを使用)を行うとともに、総会終了後に会社紹介映像を上映しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成19年1月より、期末及び中間期末の決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIR情報ページを設置し、IRライブラリーとして、決算短信等の決算情報、決算説明会資料、事業報告書等をはじめ、ニュースリリースとして最近のトピックスを適時に掲載しております。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	当社のIR活動は、社長室にIR担当者をおき、外部窓口対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動憲章」及び「コンプライアンスマニュアル」において顧客、株主、取引先、地域社会、従業員、行政等との関係について詳細に規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境・安全に対する取組み状況は、年1回「環境・社会報告書」に取りまとめ、当社ホームページで公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「行動憲章」において「株主をはじめ取引先、地域社会の方々とのコミュニケーションを行い、適正な情報を適時に開示・提供する」と規定しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務執行は、取締役会における業務報告、情報交換などによる相互監視や、社外取締役の選任によりその適法性の確保を図っております。

また、当社の社は、基本理念に基づき、法令遵守を明文化した「経営方針」、「経営理念」を定めております。社長直属の委員会として内部統制委員会(コンプライアンス部会、リスク管理部会)を設置し、役員、社員(使用人)が遵守すべき「行動憲章」の策定などコンプライアンス体制の整備及び維持を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録(取締役会議事録等)については、当社の「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理を行っております。また、取締役の職務執行に係る情報については、情報管理に関する情報セキュリティポリシーを「情報セキュリティ基本方針」以下の規程類として体系的に整備し、その適切な運用を図っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、リスクの発生を未然に防止するために、内部統制委員会のリスク管理部会でリスク管理体制の構築を行い、全社的なリスク管理の推進を図っております。また、万一、不測の事態が発生した場合に備えて「危機管理規程」を定め、社長を対策本部長とする対策本部を設置し、損害・影響額を最小限にとどめる体制を整えております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規則」に基づき、毎月1回取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行っております。

当社の経営戦略に関わる重要事項については事前に社長をはじめとする取締役並びに理事役によって構成される経営会議において討議を行い、その審議を経て取締役会で意思決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」並びに「稟議決裁規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続について定め、業務運営の効率化を図っております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

前述のとおり、社長直属の委員会として内部統制委員会(コンプライアンス部会、リスク管理部会)を設置し、役員、社員(使用人)が遵守すべき「行動憲章」の策定などコンプライアンス体制の整備及び維持を図っております。総務部は、各部署にて、「経営方針」、「経営理念」、「会社規程等」の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス研修の実施を行っております。

内部監査室は、各部署に対して、「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性等の監査を実施し、その結果を社長及び内部統制委員会に報告しております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報規程」を制定し、その運用を行っております。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制委員会で策定する「行動憲章」を子会社にも適用し、子会社ではこれを基礎として諸規程を定めております。

また、経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行っており、内部監査室による監査などの他、必要に応じてモニタリングを行うようにしております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項

監査役から求めがあった場合、監査役の職務を補助するための担当者を配置するものとし、担当者の評価及び異動等は、監査役の同意を要するものとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会並びに経営会議において、取締役及び社員(使用人)は監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項は、発見次第直ちに報告するようにしております。

(1) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

(2) 会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財産上の問題

上記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び社員(使用人)に対して報告を求めることができるものとしております。監査役は、取締役及び社員(使用人)より報告を受けた場合、その他の監査役に速やかに報告を行うようにしております。

また、前述した社内通報に関する「内部通報規程」を適切に運用することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役へ適切な報告体制を確保しております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役が、会議の議事録、各種報告書等の会社の重要情報について閲覧できる体制を整えております。

(2) 監査役専用の部屋を置き、独立した監査役業務が行える体制を整えております。

(3) 各部門長及び担当者には、監査の重要性を認識させ、監査の実効性を高める体制を整えております。

(4) 社長は、随時、監査役との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図っております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制報告制度の円滑かつ効果的な運営を行うために「内部統制規程」を定め、その有効性を継続的に評価するために必要な業務体制を整えております。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針とし、反社会的勢力の排除に向け、「行動憲章」や「コンプライアンスマニュアル」による社内周知を図っております。また、総務部を中心に、反社会的勢力に関する情報の収集や警察をはじめとする外部専門機関との連携を図ることで、不測の事態に対処する体制を整えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)

当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)との関係を一切遮断することを基本方針としております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力排除のため、以下の内容の体制整備を行っております。

i) 反社会的勢力対応部署の設置

管理本部総務部にて対応を行っております。

ii) 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立

当社は、企業防衛対策協議会に加盟しており、関連情報の収集に努めるとともに、関係部署への周知を行っております。

iii) 外部専門機関との連携体制の確立

当社は、東警察署管内企業防衛対策協議会(大阪府)、大阪府暴力追放推進センターに加盟するとともに事業所毎に不当要求防止責任者を定め、所轄警察署や弁護士等の外部の専門機関と連携を図り、不測の事態に対処する体制を整えております。

iv) 反社会的勢力対応マニュアルの策定

当社は、反社会的勢力による被害を未然に防止することを目的として「不当要求防止対応マニュアル」を定めております。

v) 暴力団排除条項の導入

取引基本契約書等に、反社会的勢力との関係が判明した場合の解約契約条項を規定しております。

vi) その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

当社は、当社グループ行動憲章に、「反社会的勢力及び団体に対しては、社会的正義を強く認識して対応する」と定めており、「コンプライアンスマニュアル」において以下の通り定め、定期的な従業員教育を行い、反社会的勢力の排除に努めております。

(一) 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

(二) 反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしません。

(三) 会社またはみずからの利益を得るために、反社会的勢力を利用しません。

(四) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる取引も行いません。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年1月11日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定め、同年2月22日開催の当社第61期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入いたしました。また、平成23年1月14日開催の当社取締役会において、この対応策を一部変更して継続することを決議し、平成23年2月18日開催の当社第64期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました（以下、継続後のプランを「旧プラン」といいます。）。旧プランの有効期限は、平成26年2月21日開催の当社第67期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終了の時までとなっておりました。そこで、当社は、平成26年1月9日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、旧プランの内容を一部変更の上（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）、本プランを継続することを決議し、本定時株主総会において、本プランの継続について株主の皆様にご承認いただきました。継続後の本プランの有効期限は、平成29年2月に開催予定の当社第70期定時株主総会の終了の時までとなっておりました。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる必要があると考えております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対する大量買付けが一定の合理的なルールに従って行われることが必要であり、このことが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

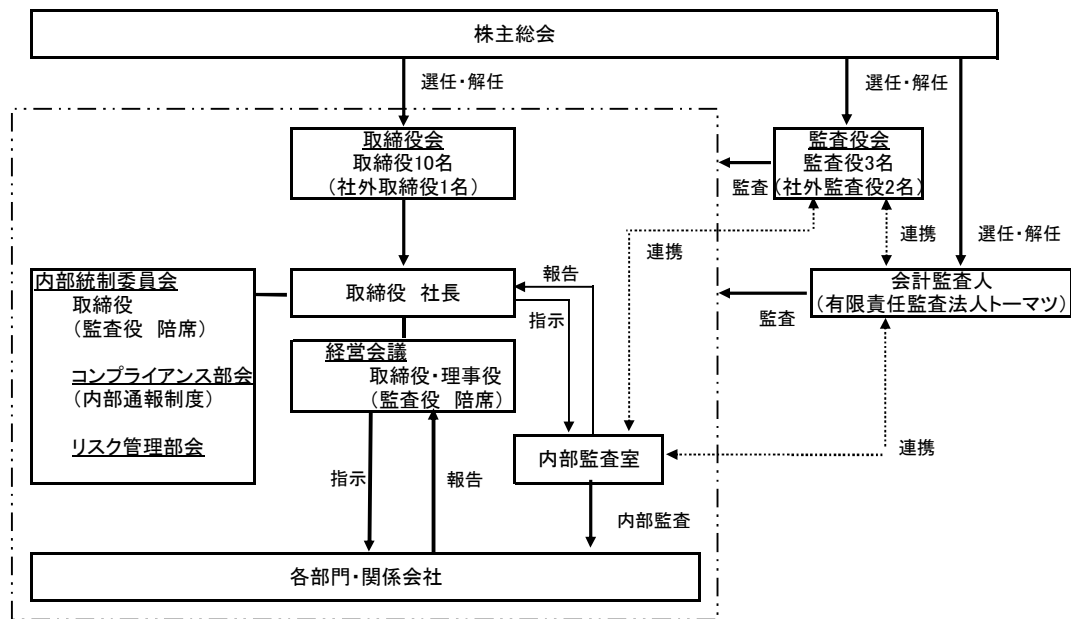
そこで、当社は、平成20年1月11日開催の当社取締役会において、上記1記載の基本方針に照らして不適切な者によって大量買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大量買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルールを設定するとともに、対抗措置の発動手続等を定めた対応策を導入することを決議し、平成20年2月22日開催の当社第61期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。また、この対応策を一部変更し、旧プランとして継続することを平成23年2月18日開催の当社第64期定時株主総会において株主の皆様にご承認していただきました。旧プランの有効期限は、平成26年2月21日開催の本定時株主総会の終了の時までとなっていましたが、本定時株主総会において、旧プランの内容を一部変更した本プランの継続について、株主の皆様にご承認いただきました。本プランの有効期限は、平成29年2月に開催予定の当社第70期定時株主総会の終了の時までとなっておりました。本プランは、当社株券等の特定株式保有者等の議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何は問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様に適切にご判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、大量買付者から意向表明書が当社代表取締役に対して提出された場合に、当社が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するための大量買付ルールを定めています。また、本プランにおいては、当社取締役会が実務上適切と判断した場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。大量買付者は、大量買付ルールに従って、検討期間が終了するまで、又は当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでは、大量買付行為を開始することができないものとします。なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ooc.co.jp/>）をご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の強化を図る為、内部統制委員会を設置し本委員会にコンプライアンス部会及びリスク管理部会の設置で更にその統制強化を図っております。

【参考資料：模式図】

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要

